第十条　紛争の解決

1　この枠組協定の解釈又は適用に関するいかなる紛争も、関係締約者間の協議を通じて解決する。

2　事業に関する取決めの二以上の署名者の間のいかなる紛争も、事業に関する取決めにおいて特定される方法であって、当該事業に関する取決めの関係署名者が書面により相互に同意するものに従って解決することができる。

第十一条　寄託者

1　この枠組協定の原本は、ここに寄託者として指定される経済協力開発機構事務総長に寄託する。寄託者は、千九百六十九年五月二十三日にウィーンで作成された条約法に関するウィーン条約第七十七条の規定に従って、その義務を遂行する。

2　寄託者は、この枠組協定が次条1の規定に従って効力を生じた後、千九百四十五年六月二十六日にサンフランシスコで作成された国際連合憲章第百二条の規定に基づく登録及び公表のため、この枠組協定の認証謄本を国際連合事務総長に送付する。また、寄託者は、この枠組協定の効力を生じた改正の認証謄本も同様に送付する。

第十二条　効力発生、改正、延長及び終了

1　この枠組協定は、附属書Cに掲げる国及び国際機関による署名のために開放され、そのうち三の国又は国際機関がこの枠組協定に拘束されることについての同意を表明した日（ただし、最も早い場合であっても二千二十五年三月一日とする。）に効力を生ずる。

2　この枠組協定に拘束されることについての同意は、批准、受諾若しくは承認を条件としない署名又は批准、受諾若しくは承認を条件として署名した後に行う批准書、受諾書若しくは承認書の寄託者への寄託のいずれかにより表明される。

3　附属書Cに掲げる国又は国際機関のうち、この枠組協定の効力発生の後にこの枠組協定に拘束されることについての同意を表明するものについては、この枠組協定は、批准、受諾若しくは承認を条件としない署名の日又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託者への寄託の日に効力を生ずる。ただし、4(b)の規定が適用される場合は、この限りでない。

4　附属書Cに掲げる国又は国際機関は、この枠組協定に拘束されることについての同意を表明する時に、第一条に規定する目的を達成するための実施機関として、当該国若しくは国際機関自身又はその一若しくは二以上の省庁、機関若しくは他の団体を次のとおり指定する。

(a)　当該国又は国際機関は、(b)の規定に従う場合を除くほか、実施機関として、当該国若しくは国際機関自身又はその一若しくは二以上の省庁、機関若しくは他の団体であって附属書Cに掲げるものを指定する。

(b)　当該国又は国際機関は、この枠組協定の効力発生の後にこの枠組協定に拘束されることについての同意を表明する場合には、附属書Cに掲げられていない実施機関を指定することを提案することができる。この場合において、寄託者は、提案された指定に係る通報を締約者及びそれらの実施機関に配布する。この枠組協定は、寄託者が当該通報を配布した日の後九十日の期間が満了した後に当該国又は国際機関について効力を生ずる。ただし、いずれの締約者又は正当に委任を受けた実施機関も、当該九十日の期間内に、当該提案された指定に反対する旨を寄託者に通報しなかった場合に限る。寄託者がそのような反対の通報を受領した場合には、この枠組協定は、当該国又は国際機関について効力を生じないものとし、当該国又は国際機関は、他の団体を実施機関として指定することを提案することができる。提案された実施機関が同附属書に掲げられていない場合には、提案された指定は、同様の九十日の手続の対象となる。

5　国又は国際機関は、4(b)若しくは第三条3又はその双方に定める手続のために当該国又は国際機関に代わって反対の通報を行うことを一の実施機関に委任する場合には、寄託者に対し、その委任を受けた実施機関を指定する書面による通報を行う。当該国又は国際機関は、この枠組協定に拘束されることについての同意をこの条の規定に従って表明する時若しくは第十四条の規定に従って加入書を寄託する時に、又は締約者となった後いつでも、当該通報を行うことができる。

6　寄託者は、この枠組協定が1、3又は4の規定に従って一又は二以上の締約者について効力を生じた場合には、当該締約者の実施機関を含む更新された附属書Aを配布する。この6に規定する同附属書の更新は、9の規定に基づく手続の対象となる改正に当たるものと解してはならない。

7　この枠組協定は、追加的な締約者については、第十四条の規定に従って効力を生ずる。

8　この枠組協定は、10の規定に従うことを条件として、十年間効力を有するものとし、また、次の手続に従って、書面による合意により追加的な期間延長することができる。延長は、三の締約者が延長されたこの枠組協定に拘束されることについての同意を2に定める手続に従って表明した日に、当該三の締約者について効力を生ずる。延長が効力を生じた日の後に延長されたこの枠組協定に拘束されることについての同意を表明する締約者については、延長は、当該締約者が当該同意を表明した日に効力を生ずる。

9　この枠組協定は、締約者の全会一致の書面による合意により、いつでも改正することができる。改正は、当該改正を受諾する旨の締約者からの書面による通告のうち最も遅いものを寄託者が受領した日の後三十日目の日に全ての締約者について効力を生ずる。

10　この枠組協定は、締約者の全会一致の書面による合意により、いつでも終了することができる。終了は、当該終了を受諾する旨の締約者からの書面による通告のうち最も遅いものを寄託者が受領した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第十三条　脱退

1　締約者は、六箇月前に寄託者に対して書面による通告を行うことにより、この枠組協定から脱退することができる。その脱退が効力を生じた後、寄託者は、脱退した締約者及びその実施機関の名称を当該通告に基づいて削除した更新された附属書Aを配布する。この1に規定する同附属書の更新は、前条9の規定に基づく手続の対象となる改正に当たるものと解してはならない。

2　締約者は、いずれかの締約者がこの枠組協定から脱退する場合には、脱退する締約者の実施機関、署名者及び指定された機関とのこの枠組協定に基づく協力を終了する意図を有する。このため、締約者は、システムに関する取決め及び事業に関する取決め並びに了解覚書が、この枠組協定から脱退する一の締約者の実施機関並びに該当する場合には他の署名者及び指定された機関について、当該一の締約者の脱退が効力を生ずる日までに当該システムに関する取決め若しくは事業に関する取決め又は了解覚書から脱退することを規定し、又は明示することを確保する。締約者は、この2に規定する状況の下で事業に関する取決めから脱退する、又は脱退した団体が、第五条7(b)に定める手続に従い、当該事業に関する取決めの署名者となることができるとの意図を有する。

第十四条　追加的な締約者の加入

1　寄託者は、この枠組協定の効力発生の後三年を経過した時から、締約者との協議及び締約者の全会一致の書面による決定の後、附属書Cに掲げられていない国又は国際機関に対し、この枠組協定に加入するよう招請することができる。当該協議及び当該決定は、その加入が提案された国又は国際機関が提案する実施機関にも関係するものとする。

2　この枠組協定は、1の規定に従ってこの枠組協定に加入する国又は国際機関については、当該国又は国際機関が加入書の寄託者への寄託によりこの枠組協定に拘束されることについての同意を表明し、かつ、1の規定に従って事前に指定した実施機関を書面により寄託者に通報した日に効力を生ずる。

3　寄託者は、追加的な締約者が2の規定に従って加入書を寄託した場合には、当該追加的な締約者及びその実施機関を含む更新された附属書Aを配布する。この3に規定する同附属書の更新は、第十二条9の規定に基づく手続の対象となる改正に当たるものと解してはならない。

4　改正又は延長が効力を生じた後にこの枠組協定に加入する締約者は、改正され、又は延長されたこの枠組協定の締約者となる。

第十五条　協力の継続

1　この枠組協定の下で開始された協力であって、この枠組協定の有効期間の満了の時又はこの枠組協定の終了の時に完了していないものは、締約者の書面による決定により、この枠組協定に従って完了するまで継続することができる。

2　二千五年の枠組協定の下で開始された協力であって、二千五年の枠組協定の有効期間が満了する二千二十五年二月二十八日に完了していないものについては、次のとおりとする。

(a)　締約者は、二千五年の枠組協定の下で当該協力を継続する意図を有しない。

(b)　締約者は、第五条1に規定するところにより、この枠組協定の下で当該協力を継続する意図を有する。